

# 情報システム管理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人佐久産業支援センター（以下「本センター」という。）における情報システムの有効活用と保全及び業務遂行に係る情報の適切な取扱のため遵守すべき行動規範を示し、高度な情報セキュリティ管理体制を構築および維持することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、本センターの理事、監事および職員、嘱託職員、派遣職員、アルバイトその他本センターの業務に従事する全ての者（以下「従業者」という）に適用する。

### (用語の定義)

第3条 第1条の情報システムとは、本センター内に設置された以下のハードウェアおよびソフトウェア（以下「情報機器等」という。）を指す。

- (1) パソコン、周辺機器およびアクセサリ
- (2) スマートデバイス（スマートフォン、タブレット端末等）
- (3) サーバ
- (4) プリンタ
- (5) ネットワーク関連機器
- (6) パソコン用OS及びソフトウェア
- (7) ネットワークサービス・ソフトウェア（グループウェア、WEBサービス、SNS、コンテンツ配信等。）
- (8) 業務データを収納した記憶媒体

2 第1条の情報とは、記録媒体を問わず、また電磁化・非電磁化にかかわらず、本センターが保有する全ての情報をいう。

## 第2章 管理体制

### (情報システム管理者)

第4条 業務執行理事は、情報機器等および情報を適正に管理するため情報システム管理者を任命する。

- 2 情報システム管理者は、本センター全体の情報セキュリティを統括管理し、その責任を負う。
- 3 情報システム管理者は、情報機器等および情報の適正な管理に必要があるときは、情報システム管理者を補佐する者として、セキュリティ管理者を任命することができる。

### 第3章 情報機器等の管理

(情報機器等の導入・移管・破棄および台帳記録)

第5条 情報機器等の導入、移管および破棄は、情報システム管理者のもと行うものとし、情報システム管理者は、ハードウェアおよびソフトウェアについての管理台帳を備えるものとする。

(サーバの管理・運用)

第6条 サーバの管理・運用は、情報システム管理者が予め指定した者が行うものとする。

(ソフトウェアの導入・移管および破棄)

第7条 ソフトウェアの導入、移管および廃棄は、情報システム管理者の主導のもと行うものとし、従業者は、情報システム管理者の承諾なく、これらの行為を行わない。

(著作権法の遵守)

第8条 ソフトウェアの取扱いに当たっては、著作権法その他の法令を遵守する。

### 第4章 安全管理

(個人情報の取扱い)

第9条 個人情報の取扱いは、個人情報保護法および個人情報保護規程、マイナンバー法および特定個人情報保護規程に準拠して行うものとする。

(機密情報)

第10条 機密情報とは、許可された者以外に開示したり、目的外に利用された場合に価値が損なわれるおそれのある情報および秘密保持義務を負って第三者より開示を受けた情報をいう。

2 従業者は、自ら管理する機密情報に対しては、施錠できる保管庫において保管または電子データの暗号化処理その他の必要な保護措置を施さなければならない。

(目的外利用の禁止)

第11条 従業者は、定められた目的の範囲を超えて情報機器等および情報を利用してはならず、私的な目的で利用してはならない。

(情報の開示)

第12条 従業者は、本センター外へ個人情報および機密情報を開示する場合は、個人情報保護管理者の許可を得なければならない。

#### (情報の保管)

第13条 従業者は、個人情報および業務上知り得た機密情報もしくはこれを加工した情報に対しては、十分なセキュリティ対策が施された場所に保管するものとする。

- 2 従業者は、前項に定める情報を記憶媒体に複製するなどの方法により、本センター外に許可なく対象情報を持ち出してはならない。本センター外に当該情報を持ち出す場合は、電子データの暗号化処理その他の必要な保護措置を施すものとする。
- 3 情報システム管理者は、各部門における電子データ保管状況や方法について、監視、指導を行うことができる。また、セキュリティやシステム面で不適切な電子データ保管が発覚した場合には、必要な措置を講じることができる。

#### (ウイルスチェック)

第14条 従業者は、ウイルスチェックプログラムがインストール・稼働している情報機器等でなければ業務上使用してはならない。

- 2 従業者は、自ら管理する情報機器等についてはウイルスチェックプログラムを随時更新し、常に最新の状態で運用しなければならない。
- 3 従業者は、情報システム管理者の許可なく、インターネットを含む外部からのソフトウェア、プログラムまたはアプリケーション等（以下「プログラム等」という。）を入手して、自己の管理する情報機器等において実行してはならない。
- 4 従業者は、自己の管理する情報機器等においてプログラム等を実行する前には、ウイルスチェックを実施しなければならない。
- 5 従業者は、自らまたは他の従業者が管理する電子メールアドレスもしくは情報機器等において、ウイルスあるいは不審な電子メール等を発見した場合、直ちに情報システム管理者に報告し、必要な処置を行わなければならない。

#### (ID・パスワード)

第15条 情報システム管理者は、従業者がネットワークで使用するIDを個人毎に付与するものとする。

- 2 従業者は、付与された自らのIDおよびパスワードについては、第三者に開示してはならず、各自の責任で厳重に管理するものとする。
- 3 パスワードの更新頻度は、別途定めるものとする。

#### (部外者の立入り等)

第16条 情報システム管理者は、情報機器等および情報の保管施設への部外者の立入りの許可、入室の管理、職員による立会い等につき必要な措置を講じなければならない。

(保安上の措置)

第17条 情報システム管理者は、火災その他の災害および盗難に備えてサーバールームおよび情報機器等および情報の保管施設等に保安上必要な措置を講じなければならない。

(委託先の監督)

第18条 従業者は、業務上必要な場合には、業務執行理事の許可を得たうえで、情報の適切な管理を行う能力を有する委託先に対し、情報に関する業務の全部または一部を委託することができる。

2 従業者は、委託先との契約において、以下の事項について具体的に規定しなければならない。

- ① 情報の保管方法・複製の制限
- ② 情報の返却・廃棄方法
- ③ 情報の管理責任者
- ④ 情報の漏洩事案等が発生した場合の責任

3 従業者は、委託先に対して、その情報の取扱状況の報告を求め、委託先の管理・監督をしなければならない。

(緊急事態発生時の対策)

第19条 情報システム管理者は、情報セキュリティに関する緊急事態発生時の行動指針を別途定め、その内容を従業者に徹底するものとする。

2 従業者は、情報セキュリティに関する緊急事態が発生したときは、前項の緊急事態発生時の行動指針に従い、協力して解決に当たるものとする。

3 情報システム管理者は、情報セキュリティに関する緊急事態が発生したときは、速やかに緊急事態の経緯、被害状況等を調査するとともに、復旧のための措置を講じなければならない。

## 第5章 インターネットの利用

(業務外使用の禁止)

第20条 従業者は、個人的な営利目的、ギャンブル、公序良俗に反する情報の閲覧、取得、発信その他私的な目的でインターネットを利用してはならない。

2 従業者は、本センターの許可のない報道、宣伝、募金、署名活動、第三者の誹謗中傷、機密漏えいなど、倫理、風俗、秩序を乱す行為にインターネットを使用してはならない。

(不正行為)

第21条 従業者は、インターネットのいかなるサービスに対しても、権限のない接続を試みたり、故意によるサービスの妨害、盗聴、他人へのなりすましを行ってはならない。

2 従業者は、本センター以外の機密情報、個人情報、特定個人情報等を不正に入手してはならない。

- 3 従業者は、データを破壊するなど、情報システムの使用に際し、意図に沿うべき動作をさせず、またはその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与えるプログラムを意図的に作成あるいは生成し、インターネットを通じて配布してはならない。
- 4 従業者は、インターネットを通じて本センターの正常な事業活動を妨げるような発信を行ってはならない。また、故意に誤った情報を発信して他社および社会の混乱を招く行為を行ってはならない。

## 第6章 電子メールの利用

### (遵守事項)

- 第22条 従業者は、個人的な営利目的、ギャンブル、公序良俗に反する情報の取得、発信その他私的な目的で電子メールを利用してはならない。
- 2 従業者は、本センターの許可のない報道、宣伝、募金、署名活動、第三者の誹謗中傷、機密漏えいなど、倫理、風俗、秩序を乱す行為に電子メールを使用してはならない。
  - 3 機密情報、個人情報、特定個人情報に関するものを添付ファイルで送信する場合は、電子データの暗号化処理その他の必要な保護措置を施すものとする。
  - 4 送信者が不明等の不審な電子メールを受信した場合は、開封せず情報システム管理者に報告し、適切な処置を行うものとする。

## 第7章 その他

### (指導および教育)

- 第23条 情報システム管理者は、従業者が情報機器等および情報を有効かつ適切に運用できるよう、計画的ならびに継続的な指導および教育を実施する。

### (報告義務)

- 第24条 従業者は、この規程に違反する行為が行われていることを知った場合、情報システム管理者に報告しなければならない。
- 2 従業者は、インターネットまたは電子メール等を通じて、他人から不正行為もしくは業務妨害を受けた場合、情報システム管理者に報告しなければならない。

### (監査・監視)

- 第25条 情報システム管理者は、従業者のインターネットの利用を監視・記録し、必要と判断した場合、電子メールを含めその通信内容や従業者が使用する情報機器等内の情報を調査することができる。
- 2 従業者は、前項に定める調査への協力を求められた場合、速やかにこれに応じなければならない。

(処分)

第26条 故意または過失によりこの規程に違反し、または個人情報保護法、マイナンバー法、不正競争防止法等の法令に違反した従業者に対しては、本センター規程に基づき処分を行う。

## 第8条 補則

(委任)

第27条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、業務執行理事が別に定める。

(改廃および変更)

第28条 この規程の改廃および変更は、理事会の決議を経るものとする。

付 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。